

令和5年4月28日（金）

令和5年度 第1回横山小学校運営協議会

～ 次第 ～

※開催要件（過半数の出席）確認

- 1 会長挨拶
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 4 自己紹介（委員・学校職員）
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 7 前回会議録、令和4年度協議会自己評価の確認
- 8 熟議
 - (1) 学校運営の基本方針について（校長）
 - (2) いじめの防止のための基本方針について（教務）
 - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について（教頭）
- 9 報告
 - ・学校教育活動等支援のお願い
 - ①150周年記念運動会への地域参加（地域種目の実施）
 - ②花の苗を植えて学校環境の美化を進めながら、児童と交流したいただける方
 - ③学校の環境整備について御支援いただける方
 - ④家庭科（調理や裁縫）の授業において、児童の実習を支援していただける方
- 10 連絡
 - ・次回
開催日時：令和5年 6月22日（木） 14：00～16：00
議長選出：席順による輪番制
熟議内容：校内施設について、今後の教育活動支援など

令和5年度 横山小学校運営協議会名簿

※敬称略

		氏名	備考	
1	会 長	青山 敏郎	人権擁護委員、元校長	
2	副会長	溝口 玄	竜川ふれあいセンター活動推進委員会委員長、元校長	
3	委 員	内野 永士	竜川連合自治会長	
4	〃	藤澤 徳次	龍山連合自治会長	
5	〃	今場 嘉寿	元横山小PTA会長	
6	〃	長田テツ子	元体育指導員	
7	〃	田中 綾	R4PTA会長代理、元竜川幼PTA会長	
8	〃	太田亜希子	学校支援コーディネーター、保護者代表、元竜川幼PTA会長	
9	〃	植田 渉	R5PTA会長	
	ハザパ-	増田 建一	竜川ふれあいセンター所長	
	ハザパ-	藤澤 典広	龍山協働センター所長	
	ハザパ-	坂井 久司	龍山民生委員、児童委員協議会会長	
	ハザパ-	森下 智子	竜川主任児童委員	
	ハザパ-	藤原二三美	龍山主任児童委員	
		河内 浩	校長	
		川村 雄司	教頭	
		伊藤 卓也	教務主任、コミュニティ・スクール担当	
		沖 みどり	CSディレクター	
		市川 有佳	学校支援コーディネーター、図書館補助員、理科支援員	

令和5年度 横山小学校運営協議会 年間開催計画

回	日時	場所
第1回	令和5年 4月28日(金) 14:00~16:00	横山小 CSルーム
第2回	令和5年 6月22日(木) 14:00~16:00	横山小 CSルーム
第3回	令和5年10月17日(火) 14:00~16:00	横山小 CSルーム
第4回	令和6年 2月 6日(火) 14:00~16:00	横山小 CSルーム

浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和4年度 第4回 横山小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和5年2月7日（火） 14時00分から15時40分まで
- 2 開催場所 横山小学校 3階パソコン室
- 3 出席委員 藤澤 徳次、青山 敏郎、溝口 玄、今場 嘉寿、長田 テツ子、
田中 綾、太田 亜希子
- 4 欠席委員 内野 永士
- 5 学校支援コーディネーター 市川 有佳
- 6 学 校 河内 浩（校長）、二橋 宏之（教頭）、沖 みどり（CSディレクター）
- 7 教育委員会 堀田 洋一（教育総務課）
- 8 傍 聴 者 なし

9 協議事項

- (1) 議長の選出について
- (2) 学校関係者評価
- (3) 来年度の学校運営基本方針について
- (4) 学校運営協議会の自己評価
- (5) いじめ防止等のための基本的な方針について
- (6) 夢育やらまいか事業CS加算分の報告

- 10 会議録作成者 CSディレクター 沖 みどり

11 会議記録

司会の二橋教頭から、委員総数8人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 議長の選出について

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、会長から田中委員を推挙する旨の発言があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(2) 学校関係者評価

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき学校関係者の評価について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ それぞれの成果に対し、課題と方策がしっかりなされていると感じた。（藤澤委員）
- ・ 子供の自身の評価よりも、親目線の方が厳しくなってしまうのは致し方ないが、ほとんどが良い評価になっているのは素晴らしいことだと思う。また、先生方が頑張っている事がわかる評価になっていると思う。（太田委員）

- ・ 学校の評価を私たちがするのはむずかしい。横山小学校の子供たちが新聞に掲載された記事を目にしたたり、頑張っている姿を見られるだけでうれしく思っている。(長田委員)
- ・ 校長先生からの説明を聞き、この評価に納得し、少しずつ理解もしている。協議会でそういう話を聞くのも必要だとは思いますが、違う視点でいろんな意見を聞ける場であってほしい。(今場委員)
- ・ いろいろな取り組みを説明いただいて、小規模校の良さを感じた反面、少人数であることの課題がずっとついてまわると改めて感じた。優しさを持った子供たちではあるが、切磋琢磨した子供たちの姿もいろんな場面で見られたらいいと思った。(溝口副会長)
- ・ 評価そのものは真ん中がない。数字にすると5段階で3がない。上か下かとなると判断が曖昧になる。数字で出ると独り歩きをしてしまうのでむづかしいところではあると思う。もう少し深読みしていくことが大事なのではないか。校長先生により事細かに事例をあげて丁寧な評価を示していただいた率直な感想は、横山小学校は安心できるということである。(青山会長)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 来年度の学校運営基本方針について

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき来年度の学校運営基本方針についての説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 何を実行するにも児童・学校・保護者・地域との繋がりが大切だと思う。お互いの信頼関係を築いていってほしいと思う。(藤澤委員)
- ・ 昔からの校訓を引き継ぎ、取り組んでいることに感謝し、嬉しく思っている。ここ数年、教育において、スピード感があり様々な変化に見舞われる中で奮闘している先生方の努力や苦勞を、たくさんの方に知っていただきたいと思う。(太田委員)
- ・ 横山小学校が、いじめのない学校であることが一番の救いである。地域や学校、保護者の方々が一体となって子供たちを導いていくことは素晴らしい。この姿勢を崩さないようにしてほしいと思う。(長田委員)
- ・ 来年度の運営方針に何ら異存はない。その方向で頑張っていってほしい。(今場委員)
- ・ 大きい学校も小さい学校も子供たちのためにやる事は同じで、やる事がたくさんある。先生方や子供たちが息切れしてしまわないように精選するところはして、取り組みをすすめていってほしいと思う。(溝口副会長)
- ・ 説明により、きちんと構想が練られていて良いと思った。防災面での説明もあったが、学校が「安全」であるのは当たり前であり、「安心」とは違う。安心は、機械やパソコンでは成しえず人間の力によるもので、子供たち一人一人に伝えられるような学校にしてほしい。来年度も期待したいと思う。(青山会長)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(4) 学校運営協議会の自己評価

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき学校運営協議会の自己評価についての説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 今回の自己評価はたいへんだったが、皆さんと話し合い、協議し、意見がなされたこと事態高評であると思う。自分としては、いろいろな行事に参加して子供たちと交流できなかったことが反省点である。(藤澤委員)
- ・ 熟議に関して問われると難しいと思った。今年一年は、来年度の運営の基盤を作ることができたと思っている。協議会に出席し、委員の方々の人柄を知ることができて1年目としては大変満足である。(太田委員)
- ・ 学校の中の取り組みも大事であるが、この学校の状況を先生方がどう感じているかが知りたい。教育委員会の方がいらしているので、児童数10人ほどの学校は浜松市内では何校くらいあるのかお伺いしたい。(今場委員)
- ・ 小規模の中でも人数はいろいろだが、10校前後であると思う。その中で横山小学校はかなり減ってきているところではある。(教育委員会)
- ・ 人数が回復傾向にある学校や地域はあるのか。(今場委員)
- ・ いろいろな理由で減ってきているとは思いますが、その中で増加に転じる学校は、残念ながらなかなかない。(教育委員会)
- ・ 日本全国を探して、長く継続できている学校があれば紹介してほしい。それが外からの要因なのか、地域での頑張りが要因なのか、お話が聞ければいいと思う。(今場委員)
- ・ 自分が教員であった頃は、学校のことは学校内で運営されてきたため、教職員間で共通意識を持つことはできたが、保護者や地域から意見をいただくことが難しかった。この協議会は、いろんな立場のいろんな方々の意見が聞けて、大変ではあるがよい場であると思った。(溝口副会長)
- ・ 委員に選ばれ、一生懸命考えて意見するつもりでいたが、実際そう簡単にはできなかった。横山小学校の課題である児童数の減少は、学校のせいでも家庭の責任でもないとても難しい問題である。全国各地を探しても、地域がよみがえったという話は、簡単には見つからないと思う。でも、そういうテーマを話し合ってみる価値はあると思うし、やってみるエネルギーが大事である。結果はどうであれ頑張っていきたい。(青山会長)
- ・ 今年度は、いろいろな方の意見が聞けてよかったと思っている。小規模校の在り方についても、いろいろな学校や海外のモデルケース等メディアをとおしていろいろな話が聞けたらおもしろいのではないか。(議長：田中委員)

協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

その他報告事項等

司会から、別紙資料に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針についての説明と夢育やらまいか事業CS加算分の報告があった。

(様式1)

令和4年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立横山小学校運営協議会長

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 学校教育目標である「夢と希望をもち自分らしく生きる子供」を基に校長より説明を受けて、各委員からの意見発言もあった。それを基に話し合いを進め、共通理解をする中で全員異議なく承認した。説明の中で今年度のキーワードとして「自分から挨拶する」を掲げていて子供たちが主体的に行動を起こす学校の姿がうかがえた。
- 児童数の少ない小規模校であることの良さを前面に出した積極的な学校運営の方針に賛同し、委員としてできるだけ応援をしたいと思いこの1年を過ごした。学校参観の各場面を通じて、丁寧に教育活動を推進している教職員の姿を目の当たりにして、運営が順調になされていることを確かめられたため、今後さらなる協力をしたいと思う。
- 学校の現状を知り、これからの時代を生き抜く子供たちに必要な資質・能力について熟議を通して共に考えることができた。学校・家庭・地域がそれぞれの力を発揮し、子供たちの「学ぶ力・生きる力」を育てていきたい。

＜評価項目2＞ 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- 教育活動において、子供たちと一緒にさつまいもを苗を植え、収穫し、それを味わい、田植え・稲刈りをさせていただき、収穫したお米で五平餅を作り感謝して食べる、そんな活動を地域の方達と一緒にできた事は、子供たちと地域と学校とを繋ぐ大きな成果があったと感じる。このような繋がりをこれからも多く持ち、教育活動の質の向上につなげられれば良いと考えている。
- 地域・保護者による教育活動における協働について、計画・活動・報告があり、熟議によりいろいろな意見が出され協議会としても有用感があった。
- 小規模校のメリット・デメリットについて熟議の中で考えることができた。
- それぞれ問題になっていること、新しいアイデアなど、分からない所からの意見を聞けてすごく役立ったと思う。学校の課題、地域の活動、家庭の子供たちの様子など、もっと分からないこともあるので今後も共有しながら子供たちの力を伸ばしていきたい。
- 活動に関しても現在の横山小の在り方は竜川地区全体の問題であり、コロナ禍ではあるが活動現場での参加も必要であり、一体化も大事であると思う。
- ICTや地域人材の活用など、様々な活動が行われているが、取り組み方によっては子供や教職員の負担にもつながりかねない。学習時間の確保のためには行事や活動の精選について熟議していく必要性も感じた。

＜評価項目3＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・各委員の学校教育への理解も深まり、協議会の熟議にも馴染んできたように思う。少子高齢化が進む地域の中で、学校や子供たちのために必要なものは何か、それぞれの立場で何ができるのかを来年度も熟議していきたい。
- ・学校・家庭・地域において一緒に子供を育てることの必要性が大切であると認識したため、今後も地域へ発信し協力していきたい。
- ・各委員同士が、馴染み、たくさんの意見を出し合える様になる事が、初年度の運営における実りだと感じた。頭の中で難しく考えるのではなく、実際行動に移す。まず、やってみる事が大切であると思う。「このような感じで進めていけばよいのか！」という方向性が見えてきた一年であり、一つ一つ成功体験を積み上げていきたい。
- ・複式指導等、大変な状況ではあるが、よくわかる授業の推進、指導力の向上等必須の事がら着々と進められ、子供が育まれていく横山小学校の姿を見守っていきたい。
- ・生徒数が少なくなっていく中で、新しいアイデアが必要になっていくと思う。今年度以上の取組を考えていくといいと思う。



◆ 5年度の児童数と学級数（4/1現在）

		男子	女子	合計	
1・2年	1年	0	1	1	(1)
	2年	0	1	1	(1)
3・4年	3年	1	3	4	4
	4年	3	3	6	5(1)
5・6年	5年	1	0	1	1
	6年	1	2	3	2(1)
3学級	合計	6	10	16	12(4)



◆ 5年度 職員等

職等	名前
校長	河内 浩
教頭	川村 謙司
教務	伊藤 康也
12年 担任	伊藤 康也
34年 担任	大石 万由美
56年 担任	鈴木 希実
養護教諭	白柳 典弓
事務総長（主任）	藤田 孝江
小規模学校支援	小川 和彦
小規模学校支援	岩崎 ひとみ
小学校専科指導充実（音楽）	高橋 雅子
学校交流推進部員・理科交流委員	市川 育佳
CSコーディネーター	沖 みどり
校務アシスタント・CSディレクター	
用務員	伊藤 きみよ
用務員	村松 摩子
ALT	ジョエル・ダウニー

- 令和5年度 横山小学校教育基本方針
- 1 学校経営方針について
 - 2 令和5年度の教育方針
 - ・キャリア教育の視点
 - ・学校教育目標
 - ・教育推進にあたってのポイント
 - ・令和5年度の重点



1 学校経営方針

—目指す学校像—
『だれもが安心できる温かで魅力ある学校』
～子供、職員、保護者、地域にとって～

- ・丁寧な対応
- ・心理的安全性の向上
- ・透明性のある開かれた教育課程
- ・児童の実態に即した個別指導の充実 ICT 朝学習
- ・いじめの根絶 横山小いじめ防止のための基本方針
- ・安全性の確保（防災、防犯、環境・施設）

1 学校経営方針

—目指す学校像—
『だれもが安心できる温かで魅力ある学校』
～子供、職員、保護者、地域にとって～

【連携・支援】

- ・CS SC SSW SGL他 各種関係機関
- ・光が丘中学校区一貫教育協議会（交流・研修）
- ・連合教育（光明小と授業交流等）



2 令和5年度の教育方針

◆キャリア教育 基礎的・汎用的能力の育成

- <仲間をつくろう> ※
 - ・人間関係形成・社会形成能力
- <自分を高めよう> ※
 - ・自己理解・自己管理能力
- <問題を解決しよう>
 - ・課題対応能力
- <夢に近づこう>
 - ・キャリアプランニング能力



2 令和5年度の教育方針

◆ 学校教育目標

夢と希望をもち 自分らしく生きる子供

「夢と希望をもち」とは、自己実現
 ⇒ になりたい自分像（目標）を思い描き、それに向かって成長していく自分の姿に、喜びや期待を感じながら自己伸長に努めること

「自分らしく生きる」とは、自己肯定感の高まり
 ⇒ 自己理解を深め、自信と誇りを持ち、他者と協調しながら自分のよさを表現すること
 → 子供たち一人一人のウェルビーイング

2 令和5年度の教育方針

◆ 教育推進にあたってのポイント

- ・ キャリア教育の推進（基礎的汎用的能力の育成）
- ・ 授業改善（主体的対話的で深い学び）
- ・ 教育の情報化（プログラム学習、タブレットPC活用）
- ・ 連合教育、遠隔授業（学校間の連携）
- ・ 発達支援教育の充実（個別最適な学び）
- ・ いじめの根絶（心の健全な育成、予防、早期発見、早期対応）
- ・ 教科担任制（専門性の高い授業）
- ・ 安全教育（実行性のある防災教育）
- ・ 郷土愛の育成（開校150周年）
- ・ コミュニティ・スクール（2年目）
- ・ 働き方改革の推進（コンパクトではあるが機能的な組織・業務体系の確立）



2 令和5年度の教育方針

◆ 令和5年度の重点

＜ 校 訓 ＞
 徳：みんな仲よく 知：自分から
 体：力いっぱい

【知】 確かな学力
 目指す子供像「自分から 学び合う子」

【徳】 豊かな心
 目指す子供像「みんな仲よく 認め合う子」

【体】 健やかな体
 目指す子供像「力いっぱい 高め合う子」

2 令和5年度の教育方針

◆ 令和5年度の重点

【知】 確かな学力
 目指す子供像「自分から 学び合う子」

○ 「主体的に学びに向かう力」の育成

① 進んで学習に取り組み、自分の考えを持つ
 ② 話し合いを通して考えを深める
 ③ わかった、できたを実感する

【知】確かな学力

目指す子供像「自分から 学び合う子」
「主体的に学びに向かう力」の育成

- ①進んで学習に取り組み、自分の考えを持つ
- ・付けたい力を明確にした単元計画
 - ・児童の興味・関心を高める導入
 - ・個に応じた支援
 - ・朝学習の時間の活用



【知】確かな学力

目指す子供像「自分から 学び合う子」
「主体的に学びに向かう力」の育成

- ②話し合いを通して考えを深める
- ・話し合いの視点や目的の明確化
 - ・ワークシートや板書などの工夫
 - ・タブレットパソコン利用



【知】確かな学力

目指す子供像「自分から 学び合う子」
「主体的に学びに向かう力」の育成

- ③わかった、できたを実感する
- ・活動の振り返りの充実
 - ・学習の記録や成果物の蓄積と活用



2 令和5年度の教育方針

◆令和5年度の重点

【徳】豊かな心

目指す子供像「みんな仲よく 認め合う子」

○「自他のよさに気付く力」の育成

- ①お互いを大切にする
②自分からあいさつをする
③ふるさとを大切にする

【徳】豊かな心

目指す子供像「みんな仲よく 認め合う子」
「自他のよさに気付く力」の育成

- ①お互いを大切にする
- ・「よいこと見つけ」の時間の設定
 - ・温かい言葉遣いの意識化
 - ・たつ子ショート集会の設定



【徳】豊かな心

目指す子供像「みんな仲よく 認め合う子」
「自他のよさに気付く力」の育成

- ②自分からあいさつをする
- ・地域の方を紹介する場を設定する
 - ・あいさつの意味や意義の指導
 - ・気持ちのよいあいさつの称揚



【徳】豊かな心

目指す子供像「みんな仲よく 認め合う子」
「自他のよさに気付く力」の育成

③ふるさとを大切に

- ・地域から学ぶ活動の設定
(生活科・総合的な学習の時間
たつ子わくわく学習など)
- ・郷土を愛する心の育成



2 令和5年度の教育方針

◆令和5年度の重点

【体】健やかな体

目指す子供像「力いっぱい 高め合う子」

○「粘り強く取り組む力」の育成

- ①目標が達成できるように、最後までこつこつ活動に取り組む
- ②進んで運動技能と体力をさせる
- ③健康な心と体を意識して高める

【体】健やかな体

目指す子供像「力いっぱい 高め合う子」
「粘り強く取り組む力」の育成

①目標が達成できるように、最後までこつこつ活動に取り組む

- ・ゴールとスケジュールを把握するための工夫
- ・他者と関わり合える場の設定



【体】健やかな体

目指す子供像「力いっぱい 高め合う子」
「粘り強く取り組む力」の育成

②進んで運動技能と体力をさせる

- ・単元に関わる補助運動の工夫
- ・外遊びの奨励



【体】健やかな体

目指す子供像「力いっぱい 高め合う子」
「粘り強く取り組む力」の育成

③健康な心と体を意識して高める

- ・基本的な生活習慣の定着
- ・保健目標の意識化
- ・食育指導の充実（全校給食）



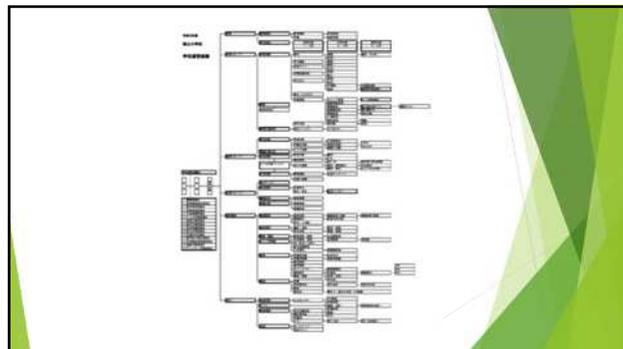
令和5年度の新設及び変更点など

- 運動会 → 春開催（5月27日予定）地域種目有
- 「教育相談日」の設置（月1回、希望制）
- 自然教室 → 三ヶ日青年の家（6月29日30日予定）
- 修学旅行 あり 東京方面（10月26日、27日予定）
- 入学式（4月7日）実施なし 卒業式（3月18日）実施
- 全校給食 ランチルーム使用
- 日課、週日課 大きな変更なし
- 連合教育 年間1回 → 2回 授業交流にて光明小へ
- 150周年記念行事：運動会、学習発表会（イベント）

◆学校教育目標

夢と希望をもち 自分らしく生きる子供

自己肯定感を高めながら、自己実現に向かっていくことで、
子供たち一人一人のウェルビーイングの向上を目指す。



浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針

浜松市立横山小学校

浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	5
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	5
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
	(1)横山小年間指導計画	7
	(2)いじめの未然防止	8
	(3)いじめの早期発見	10
	(4)いじめに対する措置	11
	(5)関係機関との連携	11
	(6)学校における教育相談体制の整備	11
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
	(8)いじめが「解消している」状態	12
	(9)「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	12
3	地域や家庭の役割	13
	(1)地域の役割	13
	(2)家庭の役割	13
第3	重大事態への対処	14
1	重大事態の意味	14

(1)生命心身財産重大事態	14
(2)不登校重大事態.....	14
(3)子供や保護者からの申立て	14
2 重大事態の調査組織.....	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	14
4 調査結果の提供及び報告	14
5 その他の留意事項.....	15

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する「児童又は生徒(以下「児童等」という。)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校のいじめ対策組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。

- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにする必要があります。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③子供の「健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を活用する。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任、教科担当等の全教職員。

- ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させたりする。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって関係の深い教職員を追加する。
- 毎週1回（ミニ生徒指導委員会・いじめ対策委員会）定期的を開催するとともに、年5回いじめ対策委員会を開催する。いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、母体となる。事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員等の役割

- ア 校長 : 「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 : いじめ対策コーディネーターとして、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- カ 学級担任・教科担当教職員・事務職員 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- キ 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ク SC : 心理に関する教育相談を担う。
- ケ SSW : 社会福祉に関する教育相談を担う。
- コ スクールサポーター : 犯罪等に関わる教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 横山小年間指導計画

※GE：構成的グループエンカウンター CP：キャリア・パスポート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級	始業式 授業開き ・人間関係作り(GE) 1年間のめあて(CP) はままつマナー ハッピー健康の日・エンカウンター 情報モラル指導	たつっ子遠足 横山小運動会 SCとの面談 道徳・友情信頼	児童図書 のテーマ 展示 全校道徳 ・生命 尊重 人権教室 いじめや 命について 考える週間	川遊び 学活 ・1学期 振り返り (CP) 終業式 ・夏季休業 過ごし 方	始業式 授業開き ・めあて	はままつ マナー ボート体験 音楽部活 陸上部活	修学旅行 校外行事	たつっ子 発表会 道徳 ・相互理解・ 寛容 ハッピー 健康の日 ・エンカウ ンター	学活(情報モ ラル) SNS ノート活用 学活 ・2学期 振り返り (CP) 終業式	始業式 授業開き ・めあて はままつ マナー 道徳 ・公正公平	道徳 ・感謝 6年生を 送る会 お世話に なった地 域の方に 感謝を伝 える活動	学活 ・年間 振り返り (CP) 終業式 卒業式
委員会	あいさつ 活動	たつっ子 ショート 集会	委員会集会 たつっ子 ショート 集会	縦割り活動			たつっ子 ショート 集会 縦割り活動		たつっ子 ショート 集会		たつっ子 ショート 集会	
教職員	ミニ生徒指導委員会・いじめ対策委員会(毎週)											
	いじめ対策 委員会① ・基本方針 ・組織 ・児童理解	生活アン ケート	いじめ対策 委員会② ・未然防止 早期発見の ための取組 人権教室	生活アン ケート	いじめ対策 委員会③ ・児童理解 ・研修 幼小中合同 研修	生活アン ケート		生活アン ケート いじめ対策 委員会④ ・研修(SC)		いじめ対策 委員会⑤ ・反省 ・次年度年 間計画	生活アン ケート	小中連絡 会 次年度の 申し送り 事項の確 認
保護者・ 地域	PTA 総会 ・基本方針 説明 学校運営協 議会 教育相談日	横山小 運動会 教育相談日	参観会 懇談会 ・いじめ未然 防止のため の家庭の役 割 教育相談日	個別面談 (CP)		参観会 教育相談日	学校運営協 議会 教育相談日		個別面談 (CP) 教育相談日		参観会 懇談会 ・学校評価 公開 教育相談日	感謝を伝 える活動 教育相談日

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「夢と希望をもち自分らしく生きる子供」の具現化を目指し、「主体的に学びに向かう力の育成」と「自他のよさに気付くことができる力の育成」「目標に向かってねばり強く取り組む力の育成」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月に「いじめや命について考える週間」を設定し、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

- ・朝会での校長講話
- ・命をテーマにした児童図書の読み聞かせと展示
- ・全校道徳「生命尊重」「いじめ防止」
- ・ブログ等による保護者への啓発

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
4月	情報モラル指導」での情報モラルについて考える授業の実施
6月	「命について考える」をテーマにした「いじめや命について考える週間」の実施
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間	学級における授業のルールについての児童の話し合い
年間	あいさつ、正しい言葉遣い・あたたかい言葉（ふわふわ言葉）の全校での取組・実施
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルール作り
4月	学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
4月	ハッピー健康の日に構成的グループエンカウンターを用いた「よりよい人間関係作り」の活動
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
年間	「あいさつ」や「声掛け」による誰に対しても気持ちのよいあいさつができる学級・学校作り
4月	「はままつマナー」を活用した振り返り
5月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施
6月	「生命の尊さ」をテーマにした全校道徳の授業と命について考える週間の実施
11月	「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業とたつっ子発表会の実施
1月	「公正・公平」をテーマにした道徳の授業の実施
2月	「感謝」をテーマにした道徳の授業と6年生を送る会、お世話になった地域の方に感謝を伝える活動等の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎月	多様性の理解に向けた縦割り活動による異学年交流での清掃活動や学校行事の実施
毎月	SSWによる家庭訪問
6月	「命について考える」委員会集会の実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
毎日	帰りの会における「よいこと見つけ」の取組
5月	縦割り活動を取り入れた、たつっ子遠足、横山小運動会の実施
9月	「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起
11月	ハッピー健康の日に構成的グループエンカウンターを用いた「仲間づくり」の活動
1月	「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成

※ハッピー健康の日：月1回、心と体の健康について指導する日

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：1学期2回、2学期2回、3学期1回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・学校で実施する。

・回収から2日以内に、教職員が記載内容を確認し、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

※アンケートの記載内容は、教職員に伝える。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：アンケート記入後、全員実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめに対する措置の結果を、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5)関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6)学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員

に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1) 地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、行政及び地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にす。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- 毎月の教育相談日を活用し、子供の学校での様子を把握し、家庭での様子を伝え、子供理解に努め、早期発見、早期対応につなげる。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和4年9月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 子供が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた子供やその保護

者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(様式1)

令和5年 4月28日

浜松市立横山小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 溝口 玄 様

浜松市立横山小学校運営協議会
会長 青山 敏郎

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和5年4月28日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

①竜川・龍山地区は、教育的資源が豊富な地区であるため、「人・もの・こと」の積極的な活用と交流を図ることができるしかけを充実させるべきである。

⇒特別活動の充実を図り、「ふるさとに学ぶ活動」として地域住民を講師として招聘し、米作りにおける勤労生産・奉仕的な体験を通して、その知恵や工夫を学ぶ場を設定する。

②少人数の中でも、自分の目標をもち、「自分を高めよう」とする力を一層高めることができる場を積極的に教育活動に組み込んでいくべきである。

⇒年間を通して、水泳教室や陸上教室、ランニング教室、合唱教室という専門的な講師から学ぶ場を位置付けて学習の充実を図り、各々の児童が仲間と励まし合いながら、自分の目標に向かって粘り強く取り組む活動を推進する。

令和5年度 横山小行事予定表

日	4	4月	17	5	5月	20	6	6月	22	7	7月	13	8	8月	2	9	9月	20	日	
1	土			月	○生活アンケート1学期の1	A ○	木	OSGL来校	A ○	土			火			金	《短6》【定】	A ○	1	
2	日			火	《全弁当 5時間授業》 ○たつ子遠足○6校時切	A 弁	金	《短6》【定】	A ○	日			水			土			2	
3	月			水	憲法記念日	h	土			月			木	○委員会反省○移動博物館③④	B ○				3	
4	火			木	みどりの日	h	日			火			金	○朝礼③○泳ぎ方教室)○水泳部活	B ○			月	○ハッピー健康⑤○身体測定	B ○
5	水			金	こどもの日	h	月	○ハッピー健康③	B ○	水			土	○縦割り遊び③○鈴木のぞみさん来校⑥(全校ワークショップ②)【定】	B ○			火	○陸上部活○ICT支援	B ○
6	木	《短4 給食×》○始業式	A x	土			火	○田植え体験○ICT支援	B ○	木			日	○たつ子S集会②○OALT来校	B ○			水	○ぶっくる③	B ○
7	金	《短4 給食×》OPTA役員会	A x	日			水	○体験型防犯講座「あぶトレ！」⑧	B ○	金			月	《短6》○陶芸教室②③	B ○			木	○OALT来校○音楽部活	B ○
8	土			月	《全弁当 5時間授業》○ハッピー健康②○たつ子遠足予備日○6校時切	B 弁	木	○田植え体験予備日	B ○	土			火			金			《短6》委員会⑥	B ○
9	日	第20回統一地方選挙		火	○朝礼①○ICT支援○SGL来校	B ○	金	《短6》	B ○	日			水			土				9
10	月	○給食開始○身体測定⑤○ガイダンス④	B ○	水	○たつ子S集会①○縦割り遊び①○OSSW来校	B ○	土			月			木	○ハッピー健康④○はつらつ訪問④(34年)○生活アンケート1学期の2	A ○			日		10
11	火	○避難訓練①⑥○委員会⑥	B ○	木	○OALT来校○鈴木のぞみさん来校⑥(全校ワークショップ①)	B ○	日			火			金	○水泳部活○ICT支援	A ○	h	月	○はつらつ訪問④(56年)	A ○	
12	水	○ハッピー健康①○横小ミーティング⑥○計算力調査(56年②)	B ○	金	《短6》○耳鼻科検診	B ○	月	《いのちについて考える週間》○朝礼②	A ○	水			土	《午前中短縮日課》○全校クラブOSGL来校	A ○			火	○陸上部活○ICT支援	A ○
13	木	《短4》○計算力調査(34年②)○OALT来校【定】	B ○	土			火	○ICT支援	A ○	木			日	○月例テスト④○OALT来校○川遊び予備日○水泳部活	A ○			水	○読み聞かせ④○縦割り遊び④○打合せOSGL来校	A ○
14	金	《短4》○尿検査1次【定】	B ○	日	○資源回収 I		水	○読み聞かせ②○縦割り遊び②	A ○	金			月	《短6》	A ○			木	○たつ子S集会③○音楽部活○劇団たんぼぼ観劇・表現教室③④	A ○
15	土			月	《教育相談日》	A ○	木	○OALT来校○OSGL来校	A ○	土			火	○閉庁日				金	《短6》	A ○
16	日			火	○交通教室・語る会⑥○ICT支援	A ○	金	《短6》○全校道徳⑥	A ○	日			水	○閉庁日				土		16
17	月	《教育相談日》○心電図検査(4年)	A ○	水	○読み聞かせ①○内科検診○OSSW来校	A ○	土			月		h	木	海の日				日		17
18	火	○全国学力・学習状況調査(小6)○ICT支援	A ○	木	○月例テスト②○合唱合奏鑑賞	A ○	日			火			金	○水泳部活○ICT支援	B ○			月	敬老の日	h
19	水	○歯科検診○横小ミーティング⑥○OSSW来校	A ○	金	《すぎのこ 短6》○尿検査3次○OSGL来校	A ○	月	《教育相談日》	B ○	水			土	《6年弁当》○読み聞かせ③○劇団四季6年観劇	B △			火	○陸上部活○生活アンケート2学期の1○ICT支援	B ○
20	木	《すぎのこ》○月例テスト①○OALT来校(56年)	A ○	土			火	《すぎのこ》○月例テスト③○業学講座56年⑥○泳ぎ方教室○水泳部活○ICT支援	B ○	木			日	《すぎのこ 11:10下校給食×》○終業式	B x			水	《すぎのこ》	B ○
21	金	《短6》	A ○	日	○資源回収 I 予備日		水	○3・4・6年連合	B ○	金			月	○天竜・龍山地区水泳記録会(AM)				木	○月例テスト⑤○鈴木のぞみさん来校④⑥(全校ワークショップ③)○音楽部活	B ○
22	土	《短4 給食×》○第1回参観会・保護者説明会・PTA総会○引き渡し訓練	B x	月	○運動会総練習(わくわく③④)	B ○	木	《短5》○OALT来校○第2回参観会(学校保健委員会・懇談会○学校運営協議会②)	B ○	土			火					金	《短6 臨時日課》ポート体験①~④	B ○
23	日			火	○ICT支援	B ○	金	《短6》	B ○	日			水					土	秋分の日	23
24	月	振替休業日(参観会)	h	水	《短4》○OSSW来校【定】	B ○	土			月			木	○天竜・龍山地区水泳記録会予備日				日		24
25	火	○ICT支援	B ○	木	○OALT来校	B ○	日			火			金	○個別面談①				月	《教育相談日》	A ○
26	水	○茶摘み体験⑥○ぶっくる①	B ○	金	《短6》	B ○	月	○泳ぎ方教室○三ヶ日職員打ち合わせ	A ○	水			土	○個別面談②				火	○陸上部活○ICT支援	A ○
27	木	○茶摘み体験予備日○眼科検診○OSSW来校	B ○	土	《午前開催11:20下校》○150周年記念横山小運動会	A x	火	○泳ぎ方教室○水泳部活○ICT支援	A ○	木			日	○5年30分間泳練習日○個別面談③				水	○第3回参観会⑤	A ○
28	金	《短6》○尿検査2次○学校運営協議会①	B ○	日	○運動会予備日		水	○ぶっくる②○OSGL来校	A ○	金			月					木	○OALT来校○やすらぎ訪問⑥○音楽部活	A ○
29	土	昭和の日 ○空飛ぶ鯉のぼりショー(小川の里)		月	振替休業日(運動会)	h	木	《5年弁当》○5年連合(三ヶ日青年の家)	A △	土			火					金	《短6》○ポート体験①~④予備日○OSGL来校	A ○
30	日	○緑の少年団入団式など		火	○ICT支援	A ○	金	《5年給食なし》○5年連合(三ヶ日青年の家)	A △	日			水	《短3 11:10下校 給食×》○始業式	A x			土		30
31	月			水	《短4》【定】	A ○	月			月			木	○30分間泳(5年)(トビオ11:30~12:00)				金	○避難訓練②⑥	A ○

給食回数	14	給食回数	17	給食回数	22	給食回数	12	給食回数	1	給食回数	20
【定】...定時退庁日						1学期給食回数	65				
						1学期授業日数	72				

令和5年度 横山小行事予定表

日	10	21	11	20	12	15	1	17	2	19	3	12	日					
	10月			11月			12月			1月			2月			3月		
1	日		水	水	金	金	月	木	木	金	金	日	1					
2	月	○朝礼④	木	木	土	土	火	火	金	土	土	月	2					
3	火	○陸上部活OICT支援	金	文化の日	日	日	水	水	土	日	日	日	3					
4	水	《全校弁当 6時間》○8部会陸上記録会	土	土	月	月	木	木	日	月	月	月	4					
5	木	《全校弁当》○8部会陸上記録会予備日	日	日	火	火	金	金	月	月	火	火	5					
6	金	《短6》○福刈り体験②~④	月	○朝礼⑤	水	水	土	土	火	水	水	水	6					
7	土		火	○ランニング教室③OICT支援	木	木	日	日	水	木	木	木	7					
8	日		水	《短4 給食×》【定】	金	金	月	月	木	金	金	日	8					
9	月	スポーツの日	木	○たつ子S集会④OALT来校○音楽部活OSGL来校	土	土	火	火	金	土	土	月	9					
10	火	○ハッピー健康⑥○音楽部活OICT支援	金	《短6》	日	日	水	水	土	日	日	日	10					
11	水	○縦割り遊び⑤○福刈り体験予備日OSGL来校	土	土	月	月	木	木	日	月	月	月	11					
12	木	○OALT来校○音楽部活	日	日	火	火	金	金	月	火	火	日	12					
13	金	《普通日課 全校弁当》天竜・龍山地区音楽科研究発表会AM	月	月	水	水	土	土	火	水	水	日	13					
14	土		火	○音楽部活OICT支援	木	木	日	日	水	木	木	月	14					
15	日		水	○読み聞かせ⑥○縦割り遊び⑥	金	金	月	月	木	金	金	日	15					
16	月	《教育相談日》	木	○音楽部活	土	土	火	火	金	土	土	月	16					
17	火	○月例テスト⑥○OICT支援○学校運営協議会③	金	《短6》	日	日	水	水	土	日	日	日	17					
18	水	○読み聞かせ⑤○体力テスト⑥⑦【定】	土	《短4 11:40下校 給食×》○150周年記念たつ子発表会○次年度PTA役員検討会	月	月	木	木	日	月	月	月	18					
19	木	《短4給食×》○OALT来校○就学時健診	日	日	火	火	金	金	月	火	火	日	19					
20	金	《すぎのこ 短6》○修学旅行説明会	月	振替休業日(たつ子発表会)	水	水	土	土	火	水	水	日	20					
21	土	浜松市陸上大会	火	○月例テスト⑦○OICT支援	木	木	日	日	水	木	木	月	21					
22	日		水	水	金	金	月	月	木	金	金	日	22					
23	月		木	勤労感謝の日	土	土	火	火	金	土	土	月	23					
24	火	OICT支援	金	《短6》	日	日	水	水	土	日	日	日	24					
25	水	《短4 給食×》OSGL来校【定】	土	土	月	月	木	木	日	月	月	月	25					
26	木	《56年給食なし》○修学旅行(東京方面)56年生	日	○龍山ふれあい文化祭	火	火	金	金	月	火	火	日	26					
27	金	《短6 56年給食なし》○修学旅行(東京方面)56年生	月	《教育相談日》	水	水	土	土	火	水	水	日	27					
28	土		火	《短5》○生活アンケート2学期の2OICT支援OSGL来校	木	木	日	日	水	木	木	月	28					
29	日		水	○ぶっくる④	金	金	月	月	木	金	金	日	29					
30	月		木	OALT来校	土	土	火	火	金	土	土	月	30					
31	火	○避難訓練③④OICT支援	金	金	日	日	水	水	土	日	日	日	31					

給食回数	16	給食回数	18	給食回数	13	給食回数	16	給食回数	19	給食回数	10	
年間授業日数	1年197日、2~6年198日		2学期給食回数		68	3学期給食回数		45		年間給食回数		178
			2学期授業日数		78	3学期授業日数		48		年間授業日数		198